報告第4号

専決処分事項の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月7日提出

かすみがうら市長 宮嶋 謙

## 専 決 処 分 書

木の枝の落下事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法 (昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処 分する。

令和6年12月23日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

木の枝の落下事故による損害賠償の額の決定及び和解について

- 1 事故発生日時 令和6年8月11日(日)午後1時05分頃
- 2 事故発生場所 かすみがうら市新治1813-2(かすみがうら市わかぐり運動公園)
- 3 相 手 方 (住所) (氏名)
- 4 事故の概要 上記場所にて駐車していた相手方所有の自家用車に、 木の枝が落下して、車体の一部を傷つけた。
- 5 損害賠償額と和解の内容
  - (1) 過失割合かすみがうら市100%相手方0%
  - (2) 損害賠償額 かすみがうら市 215,556円 相手方 0円
  - (3) 本件示談のほか、かすみがうら市と相手方との間には一切の債権債務 関係がないことを確認する。